

1 基本理念

いじめは、全ての生徒に起こりうる問題である。いじめの防止等対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することのないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

*根拠となる法規等

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定
- ・埼玉県いじめ防止等のための基本的な方針 ・所沢市いじめ防止基本方針

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

注1：「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

注2：「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

注3：「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

注4：けんかやふざけあいであっても背景にある事情調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目しいじめに該当するか判断する。

注5：いじめの解消とは、最低3ヶ月はなにもないこととする

*文部科学省「平成25年いじめ防止等のための基本的な方針」より一部抜粋

3 いじめ防止の組織

(1) 名称 「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、
養護教諭、ふれあい相談員、スクールカウンセラー
学校評議員 P T A会長 警察 該当職員（担任等）

(3) 役割

- ① いじめ防止基本方針の策定、見直し
- ② いじめの未然防止と早期発見（定例会の実施）
- ③ いじめの対応と解決
- ④ 教職員の資質向上（校内研修など）
- ⑤ いじめを受けたときの指導、助言、調査など学校への支援を行う
- ⑥ 11月をいじめ撲滅強化月間とし意識の高揚を図る
- ⑦ 年間計画の企画と実施、及びチェック
- ⑧ 各取り組みの反省と検証

4 いじめの防止

いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や心のふれあい相談員やスクールカウンセラーを活用した相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、過去のいじめ重大事件を教訓として生徒の実態を踏まえた実効性のある取組をする。

(1) 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

生徒の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施する。担任を中心にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員、養護教諭、他の教職員が連携し、生徒に対し、ストレスマネジメントやSOSの出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見・自殺予防を徹底する。

(2) 「子供の人権」の啓発推進

① いじめは重大な人権侵害

いじめは重大な人権侵害であることを理解させ、被害・加害者の周囲の生徒に大きな傷を残すことになることを生徒に理解させる。

② いじめは刑事罰対象に

いじめが刑事罰の対象になり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを生徒に理解させる。

③ いじめの四層構造の理解

いじめが行われている中では、加害者・被害者に加え、観衆（はやし立てたり面白がったりする者）・傍観者（周辺で暗黙の了解でいる者）という4つの立場が存在する。このような四層構造を理解させるとともに、いじめの当事者ではない生徒も自分達が「観衆」にならないこと、また「傍観者」もいじめ防止のために行動することができるよう啓発する。

④ 東日本大震災により被災した生徒に対して

東日本大震災により被災した生徒や原子力発電所事故により避難している生徒については、被害生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対してのいじめについて理解させる。

⑤ 配慮が必要な生徒について

学校は、特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性踏まえた適切な支援を行うとともに保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。また、援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない生徒」の声なき声に耳を傾け、微かなサインに目を配り、生徒それぞれの表現を引き出してしっかりと受け止めることの大切さを理解することに努める。

(3) 道徳教育の充実

いじめ未然防止のため道徳教育の充実を図り、生徒の豊かな心をはぐくみ、「いじめをしない、させない」資質を育てる。

(4) 情報モラル教育の充実

健やか輝き支援室の生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、生徒、保護者向けに実施している情報モラル教育に関する講習会等を活用し、生徒がスマートフォン（メール、LINE等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成する。

家庭と連携し、生徒が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行ったりすることを通して、情報モラル教育の充実を図る。

一人一台配布されているタブレット端末は、正しく利用できるよう端末を使用する上での約束を学校と家庭で確認し、適切な利用に向けて継続的な指導を行う。

特に SNS やオンラインゲームの利用に関しては、「倫理観」、「依存性」、「健康面」等の観点から、親子で話題にして一緒にルールを決めることができるよう啓発する。

5 いじめの早期発見

(1) いじめの的確な実態把握と校内における対応

いじめ防止対策推進法の趣旨を教員に周知徹底する。年間を通して定期的にいじめに関する調査を実施し、いじめは起こり得るとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行うなど、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をする。

生徒が自ら SOS を発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、迅速に対応することを徹底する。

そのために、市のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、心のふれあい相談員と連携し、子供たちの心の問題を解決したりするなど、多くの目で子供たちを見守る。

(2) 定期的ないじめの実態把握と校内における対応

年間を通して定期的にいじめに関する調査（学期に1回程度）、個人面談、個人ノートや生活ノートといったような教職員と生徒間で日常的に行われている日記等を活用する。いじめは起こり得るとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握するとともに、校内で迅速に情報共有を行う。アンケートでは本音を書けない・書かない生徒がいることなど、アンケートの限界も十分認識した上で、実態把握に努める。また、相談室の存在を生徒・保護者に積極的に周知し、相談しやすい環境づくりに努める。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と教員、養護教諭等が連携して、多くの目で子供たちを見守る。対応の必要なケースについては事実確認とともに、まずいじめられた側の生徒の保護者との連携を十分に図る。後に生徒の状況に改善が見られたとしてもいじめが解決したと安易に判断せず、保護者と連携しながら、長期的な見守りを組織として継続する。

(3) 教職員の指導力の向上

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する指導力の向上を図る。学級担任をはじめ、教科担当の教員、クラブ活動や委員会活動の担当教員、部活動の顧問、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、各種支援員等といった生徒に関わる全ての教職員は、日頃の人的なふれあいを通して一人一人の生徒と信頼関係を築き、生徒を多面的、総合的に理解し、その子に合った支援に努める。そのために、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック I' s 2019」や所沢市「いじめ対応マニュアル」を活用して校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上をさせ、全職員の共通理解のもと個々の生徒への指導の充実を図る。

6 いじめへの対処

(1) 学校の組織づくり

学校は、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、校内いじめ防止対策組織を設置し、年度当初や学期に1回などの定例の会とともに、必要に応じて会議を行う。構成員は、管理職、学級担任、生徒指導主任や教育相談主任、スクールカウンセラーなど複数の教員等によって構成する。校内のいじめ防止対策組織は、企画会議や生徒指導部会等の既存の組織と兼ねず別に設置する。

また、いじめを重大な社会問題と捉え、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察関係者など外部の専門家の意見を求め、どんな事案でも、まず、いじめを受けたとする生徒に寄り添った対応をする。

(2) いじめ問題に対応する体制の整備

学校だけでは解決が困難ないじめに関する問題に対応するために、有識者による相談体制を整える。

(3) 教育相談の充実

① 生徒が相談しやすい校内体制の工夫

教育相談機関を設定したり、生徒が相談する時間帯や場所などを工夫したりするなど、生徒が自身の思いを表現しやすい環境づくりに努める。

② 多面的な相談体制の構築

校内に組織されている、生徒指導部会、教育相談部会だけでなく、校内で組織する委員会（ケース会議）に、校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整える。

(4) いじめる側の生徒への実効性のある指導

① 毅然とした指導の徹底

いじめる側の生徒に対する指導については、全職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は、別室指導等にて個別の対応を行う。また、暴行や恐喝等の事例に関しては、必要に応じて警察と連携して対応する。

② 保護者と連携した取組

いじめる側の生徒に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、市や学校の基本姿勢を繰り返し指導する事を通して、保護者とともに改善を図るように努める。

③ 加害児童生徒に対する成長支援

いじめる側の生徒に対する成長支援の観点から、加害生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針定める等、周知する。

(5) 生徒の主体的な活動の促し

生徒会において、生徒が主体的にいじめをについて考え、改善に向けた行動を自ら進められるように指導する。また、生徒自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを学級活動等で指導する。

(6) いじめの解消について

① いじめに関わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものも含む）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重要性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ問題対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当な期間が

経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含めて状況を注視し、器官が経過した段階で判断を行う。その時点で、行為が止んでいない場合は、改めて相当な期間を設定し、状況を注視していく。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底して守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ問題対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、実行する。

※ いじめが「解消している」状況とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害・加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

(6) いじめ相談窓口の周知

所沢市立教育センターの教育相談室や健やか輝き支援室、いじめホットラインをはじめとする市の相談窓口や、県のいじめ相談機関について、学校を通して毎年度すべての生徒に配布するとともに、校内掲示をします。

<主な相談先一覧> ※令和4年8月1日現在 ★は24時間対応

相談機関	電話等	相談内容等
埼玉県こころの電話 (埼玉県立精神保健福祉センター)	048-723-1447 月～金 9時～17時	心の健康や悩みに関する相談
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556 月～金 9時～17時	自殺防止 面接は予約制
埼玉いのちの電話	048-645-4343 ★24時間 365日	自殺防止
自殺予防いのちの電話	0120-783-556 毎日16時～21時 毎月10日 8時～翌11日 8時	自殺防止
よりそいホットライン	0120-279-338 ★24時間 365日(通話無料)	悩み全般
所沢児童相談所	04-2992-4152 月～金 8時30分～16時15分	こどもの養育、性格行動・しつけ、 非行など
狭山保健所	04-2954-6212 ※時間については要確認	精神不安、悩み、学校に行きたが らない、気になる言動がある
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310 ★毎日、24時間受付	いじめなど子供のSOS
子どもの人権110番 (法務局)	0120-007-110 8時30分～17時15分	いじめ、体罰、虐待などの人権問 題
さいたまチャイルドライン	0120-99-7777 16～21時	いじめ、不安、困りごと、寂しい時 など
所沢市あったかサポート	04-2968-3960 月～金 9時～17時	子育て、健康など
よい子の電話教育相談 (埼玉県立総合教育センター)	(保)048-556-0874 (子)0120-86-3192	いじめ、不登校、学校生活など ★24時間
所沢市立教育センター (教育相談室)	(保)04-2924-3333 (子)04-2924-3334	子供に関する幅広い悩みなど 月～金 9時～17時
いじめホットライン(所沢市教育委 員会健やか輝き支援室)	04-2998-9099 月～金8時30分～17時	いじめなど
子どもスマイルネット	048-822-7007 毎日10時30分～18時	いじめ、虐待、体罰等

親と子どもの悩み事相談@埼玉	スマートフォン、タブレットで2次元コードを読み取る 月～金 9時～21時 土日祝日 9時～17時	さまざまな悩みに寄り添う
----------------	--	--------------

7 地域や家庭との連携

(1) 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

自校の学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築する。

また、各学校においては、学校応援団（安全安心ボランティア等）と連携した生徒の見守りを検討する。

(2) 学校間及び地域との一層の連携

小中連携の視点から、適切な時期に異校種間でいじめに係る情報連携を行う。また、卒業、転出入時における情報連携は、特に丁寧に行う。その際、必要に応じて、地域関係者（民生委員・児童委員、主任児童委員等）との連携も図っていく。

(3) 保護者の役割

子供にとって家庭とは、心のエネルギーを充足する場であり、成長の基盤となる場である。また、親が子を生み、育てる場としての機能は家庭教育としての原点であり、乳幼児期から情緒を安定させたり、善悪の判断の基礎・家族や他人に対する思いやり・健康や安全のための基本的な生活習慣を身につけさせたりすること、さらに自立心を育てていくこと等は保護者の役割と考える。

その上で、いじめ防止の観点からは、以下のことが大切とされている。

① 規範意識を養うことに努めること

保護者はその保護する児童等に対し、人が心理的・身体的に苦痛を感じる行為である「いじめ」をしてはいけないことを教えていく必要がある。

心理的・身体的に苦痛を感じる行為の具体例

ア 「叩く」「蹴る」などの暴力をふるう行為

イ 「万引きさせる」「かつあげさせる」「物を買わせる(パシリ)」など強要する行為

ウ 「からかい」「悪口」「陰口」「相手に不快と感じさせるあだ名」など言葉による行為

エ 相手がいないかのようにふるまう無視する行為(しかと)

オ 人の物を隠したり、勝手に使ったりする行為

カ SNS やオンラインゲームなどで仲間はずれや誹謗中傷する行為

② いじめから保護すること

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合、適切に児童をいじめから保護する必要がある。保護の方法としては、いじめの加害者から離すこと、学校へ通報すること、警察や児童相談所へ相談すること等がある。

③ 関係機関と協力すること

いじめの防止等のための対策においては、予防や早期発見、早期対応を徹底するとともに、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することを最優先に取り組む必要がある。そのためには国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関が連携し、社会全体

でいじめの問題に取り組んでいくことが大切である。

特に子の教育について第一義的責任を有する保護者（家庭）は家庭内だけで悩みを抱え込まず、まずは学校等関係機関に相談し、協力して取り組んでいく必要がある。

（保護者の責務等）

第9条 保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、前3項の規定は、いじめ防止等に関する設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

【いじめ防止対策推進法】

8 関係機関との連携

いじめの要因は様々であることから、関係機関と連携を図り、情報共有を継続的に行い、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・解消、見届けを行う。

関係機関…健やか輝き支援室、教育センター教育相談室、児童相談所、こども相談センター、所沢警察、県立総合教育センター、ほうかごところ、児童クラブ、生活クラブ、児童館、福祉関係機関、医療機関

9 重大事態への対処

（1）重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに所沢市教育委員会に報告する。

（2）調査の実施

調査の主体については、学校主体の調査とするか、教育委員会主体の調査とするかを、教育委員会が判断する。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、いじめ問題対策委員会による調査をできる限り迅速に実施し、客観的な事実関係を明確にする。

（3）調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明を行う。これらの情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 調査結果の報告

学校主体の調査による調査結果について、所沢市教育委員会に報告します。

10 年間指導計画

月	活動内容	会議・研修等
4	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会（全学年） ・1年～3年 いじめ（人権作文の取り組み） ・土曜参観、部活動保護者会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会（毎週） ・教育相談部会（毎週）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・2者相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員連絡協議会 ・安全安心な学校推進部会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育、人権作文 1年・いじめ 2年・部落差別 3年・他差別 ・非行・薬物乱用防止教室 ・心のエネルギープロジェクト月間（動画視聴） 	<ul style="list-style-type: none"> ・西B生徒指導協議会
7	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート調査 ・3者相談 ・地域パトロール ・情報モラル講演会（保護者対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA地区懇談会
8		<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修 ・小中合同研修会（情報交換）
9		
10		
11	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育（全学年） ・生活アンケート調査 ・土曜授業参観 ・いじめ撲滅強化月間 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・3者相談 ・地域パトロール 	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・2者相談 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・1日入学（小学校との情報交換） ・中学校体験授業、授業見学 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員連絡協議会 ・安全安心な学校推進部会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会（1、2年） ・SOSの出し方教育（1、2年） 	